

岐阜県公報

第 二 千 五 百 六 号

平 成 二 十 五 年 十 二 月 十 七 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 八二七
(同) 八二七

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
平成二十六年齒科技工士国家試験の実施
県営土地改良事業の変更計画の決定

(環境生活政策課) 八二八
(医療整備課) 八二八
(農地整備課) 八二九

告 示

岐阜県告示第五百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 員 (メートル)	備 考
一般 国道	二百五十六号	加茂郡白川町下佐見字岩滝三〇八一番一地从先から同郡同町同字鍋ヶ牧三〇七三番地先まで	前	九 三・八	二 六・〇	
			後	九 三・〇	二 六・〇	

岐阜県告示第五百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町下佐見字岩滝三〇八一番一地从先から同郡同町同字鍋ヶ牧三〇七三番地先まで	一三六〇	平成二五・二・二七	平成二五・二・二七

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年十一月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まある
- 三 代表者の氏名 宮村 登美子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市西坂町二丁目二二八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子育て家庭を軸とした、地域に住む人々

に対して、地域力の回復、家庭力の回復に関する事業を行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

平成二十六年歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条第一項の規定により、平成二十六年歯科技工士国家試験を次のとおり実施するので、歯科技工法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第六条の規定により公告する。

平成二十五年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験の日時
 - 1 学説試験 平成二十六年二月二十四日(月) 午前九時から
 - 2 実地試験 平成二十六年二月二十五日(火) 午前九時から
- 二 試験の場所 岐阜市野一色四丁目一番二号 岐阜県立衛生専門学校
- 三 受験資格 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間 平成二十六年一月六日(月)から同月十五日(水)まで(郵送の場合は、同年一月十五日(水)までの消印のあるものに限り、有効とする。)
- 五 受験願書の提出先 〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県健康福祉部医療整備課
- 六 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 卒業証明書、卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者は、平成二十六年三月十日(月)までに卒業証明書を提出すること。)(又は修了証明書等受験資格を証する書類)

- 3 写真（出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 七 受験手数料
 - 1 三万六千円に相当する岐阜県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には消印をしないこと。
 - 2 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- 八 合格者の発表

合格者の発表は、平成二十六年三月二十六日（水）午前十時に、合格者の受験番号を岐阜県庁前の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。
- 九 試験結果の提供

平成二十六年歯科技工士国家試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

 - 1 提供する試験結果

平成二十六年歯科技工士国家試験の学説試験科目別得点
 - 2 提供期間

合格発表の日から一か月間
 - 3 提供する場所

個人情報総合案内窓口（県庁二階）
 - 4 提供を受けるために必要な書類
 - (1) 受験票
 - (2) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 十 その他
 - 1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付する。
なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円分の返信用切手を貼った角二号の返信用封筒を同封して請求すること。
 - 2 この試験についての問合せは、岐阜県健康福祉部医療整備課（電話〇五八 二七 二一一一一 内線二五二七）にすること。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下 呂 北 部 地 区	下 呂 市 役 所	平成二五・一一・二二 平成二六・一一・二二

平成二十五年十二月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社